

保医発 1227 第 4 号
令和 6 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3（38）の次に次を加える。

(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイム PCR 法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

2 別添1の第2章第13部第1節第1款N002(10)の次に次を加える。

- (11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRinkerを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) <u>(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。</u> <u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。</u></p> | <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) (新設)</p> |

D023-2~D025 (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

1~9 (略)

第1節 病理標本作製料

N000・N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(10) (略)

(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑わ

れる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なも

のに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行

った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準

用して算定する。

N003~N005-5 (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

D023-2~D025 (略)

第2款 (略)

第3節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

1~9 (略)

第1節 病理標本作製料

N000・N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(10) (略)

(新設)

N003~N005-5 (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)